

改正後	改正前
埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例	埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例
第一条～第九条 (略)	第一条～第九条 (略)
別表第一 (略)	別表第一 (略)
別表第二 (第五条関係)	別表第二 (第五条関係)
一 <u>死体解剖保存法施行令(昭和二十八年政令第三百八十一号)第一条第一項の規定により経由される死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第二条第一項第一号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u> <u>(削る)</u>	一 <u>死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)及び死体解剖保存法施行令(昭和二十八年政令第三百八十一号)に基づく事務であって次に掲げるもの</u>
<u>(削る)</u>	イ <u>死体解剖保存法施行令第一条第一項の規定により経由される死体解剖資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u>
<u>(削る)</u>	ロ <u>死体解剖保存法施行令第五条第一項の住所の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u>
二～五 (略) <u>(削る)</u>	二～五 (略)
<u>(削る)</u>	六 <u>介護保険法(平成九年法律第百二十三号)及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)に基づく事務であって次に掲げるもの</u>
<u>(削る)</u>	イ <u>介護保険法第六十九条の二第一項の介護支援専門員の登録の申請、同法第六十九条の三の介護支援専門員の登録の移転の申請、同法第六十九条の六第一号の介護支援専門員の登録の消除の申請、同法第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付の申請、同法第六十九条の八第一項の介護支援専門員証の有効期間の更新の申請若しくは介護保険法施行規則第百十三条の二十三第一項の介護支援専門員証の書換え交付の申請の受理、それらの申請に係る事実についての審査又はそれらの申請に対する応答</u>

改正後	改正前												
<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>六～九 (略)</p> <p>十 埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例（平成十年埼玉県条例第十六号）による奨学金又は埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例（平成二十二年埼玉県条例第十四号）附則第四項の規定によりその貸与及び返還についてなお従前の例によることとされた修学資金の被貸与決定者若しくは連帯保証人の異動の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>十一・十二 (略)</p>	<p><u>ロ 介護保険法第六十九条の四の介護支援専門員の登録事項の変更の届出若しくは同法第六十九条の五の介護支援専門員の死亡等の届出の受理又はそれらの届出に係る事実についての審査</u></p> <p><u>ハ 介護保険法第六十九条の五の規定による届出がない者で、同条各号のいずれかに該当すると認めるに足りる相当の理由があるものの生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u></p> <p><u>ニ 介護保険法第六十九条の三十一第一項に規定する合格の決定の取消しの要件に該当すると認めるに足りる相当の理由がある者の氏名又は住所の確認</u></p> <p>七～十 (略)</p> <p>十一 埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例（平成十年埼玉県条例第十六号）による奨学金又は埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例（平成二十二年埼玉県条例第十四号）附則第四項の規定によりその貸与及び返還についてなお従前の例によることとされた修学資金に関する事務であって次に掲げるもの</p> <p><u>イ 奨学金又は修学資金の返還金の徴収に係る被貸与者又は連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</u></p> <p><u>ロ 奨学金若しくは修学資金の被貸与決定者若しくは連帯保証人の異動の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u></p> <p>十二・十三 (略)</p>												
<p>別表第三（第六条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事以外の執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削る)</u></td> <td><u>(削る)</u></td> </tr> </tbody> </table>	知事以外の執行機関	事務	教育委員会	(略)	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<p>別表第三（第六条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事以外の執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>監査委員</u></td> <td><u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はそ</u></td> </tr> </tbody> </table>	知事以外の執行機関	事務	教育委員会	(略)	<u>監査委員</u>	<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はそ</u>
知事以外の執行機関	事務												
教育委員会	(略)												
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>												
知事以外の執行機関	事務												
教育委員会	(略)												
<u>監査委員</u>	<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はそ</u>												

改正後		改正前	
			<u>の請求に対する応答</u>
公安委員会	(略)	公安委員会	(略)